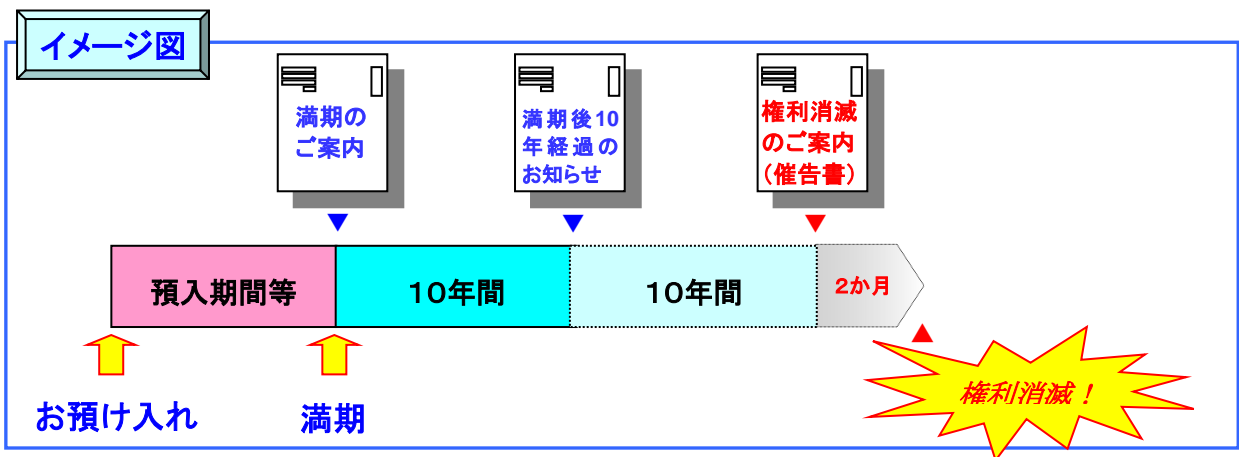


満期を経過した郵便貯金の払戻しに関するお知らせ

満期を経過した郵便貯金のお取扱いについて、次のとおりお知らせいたします。

- 1 当機構が管理しております郵政民営化前（平成 19 年 9 月 30 日以前）に預け入れいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金等については、全て満期となっていますので、郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の店舗にて、**お早めに払戻しの手続**をしていただきますようお願いいたします。
注 1 満期日経過後は、通常郵便貯金の利率を適用してお預かりしています。
注 2 郵政民営化前、自動継続扱いとしていた定期郵便貯金が満期となっても、民営化後は自動継続されていませんのでご注意ください。
- 2 満期後 10 年間、**払戻しのご請求がない**場合には、満期後 10 年を経過する際に、「満期日経過のご案内」を送付いたします。
- 3 **満期後 20 年を経過**してもなお、払戻しのご請求がない場合には、「権利消滅のご案内(催告書)」を送付いたします。
- 4 **その後 2 か月経っても**払戻しのご請求がない場合には、**旧郵便貯金法の規定により、その郵便貯金の権利は消滅**いたします。



【参考 1】

郵便貯金の種類	満期となる時期
積立郵便貯金	据置期間（積立期間）が経過したとき
定額郵便貯金	預入の日から起算して 10 年を経過したとき
定期郵便貯金	預入期間が経過したとき (自動継続扱いのものは、民営化後に到来する継続日)
住宅積立郵便貯金	据置期間（預入期間）の経過後 2 年を経過したとき
教育積立郵便貯金	据置期間（預入期間）の経過後 4 年を経過したとき

【参考2】

満期後にお手続き（※）をされ、その事実が確認された場合は、お支払いできることもありますので、満期後 20 年 2 か月の経過にかかわらず、郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の店舗までお申し出くださいますようお願いいたします。

（※）郵便貯金通帳又は貯金証書の再交付に係る請求、印章の変更の届出、氏名の変更又は住所の移転の届出など

※ 名義人以外の方が代理人としてお手続きされる場合は、名義人及び代理人の本人確認書類、委任状、代理人の印章が必要となります。

※ 名義人さまが、認知症等で委任状をお書きになることができない場合など、委任状がない場合でも、当該郵便貯金を、名義人さまのゆうちょ銀行の通常貯金口座にそのまま入金するといった場合は、払戻し可能（※）です。（名義人さまの証明書類、代理人の方の証明書類が必要な場合もございます。）

名義人さまが認知症等で意思表示できない場合は、名義人さまの財産保護のため、入金先の通常貯金口座の入出金は停止させていただきますので、貯金等支払停止依頼書をご提出ください。なお、名義人さまの入院費の支払い等、名義人さまのために通常貯金から出金が必要な場合は、お近くの郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の店舗まで手続き方法についてご照会ください。

（※）郵便貯金証書または通帳の所在がご不明な場合でも、払戻しの手続きができます。この場合、お手続きには時間を要しますので、あらかじめご了承願います。